



## 平成30年7月豪雨災害により被害を受けられた組合員の皆様へ\*

平成30年7月豪雨災害により被害を受けられた公立学校共済組合・互助組合の組合員の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

### 災害見舞金、弔慰金および家族弔慰金

短期給付係  
(082)513-4957

非常災害により組合員や被扶養者の住居・家財に1/3以上の損害が生じたとき、組合員や被扶養者が亡くなられたとき、短期給付では支援制度として災害見舞金、弔慰金および家族弔慰金があります。要件に該当されると思われるときは、請求される前にご相談ください。**短期給付の時効は2年**になりますので、早めに手続きをお願いします。

#### 1 災害見舞金

【概要】非常災害により組合員や被扶養者の住居、家財に1/3以上の損害が生じたときに支給します。

【給付額】損害の程度に応じて：標準報酬月額0.5～3か月分

- 【提出書類】
- |      |  |
|------|--|
| 必須書類 | ①弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金・(互)災害見舞金請求書<br>(13-001, 共済組合広島支部HPよりダウンロード) |
|      | ②り災証明書(市区町、警察署、消防署等の所轄官公署が発行したもの)                            |
|      | ③り災状況等報告書(13-005, 共済組合広島支部HPよりダウンロード)                        |
|      | ④り災部分等の写真  |
| 添付書類 | ⑤家財被害状況内訳書(13-007, 共済組合広島支部HPよりダウンロード)                       |
|      | ⑥家屋平面図(り災部分を朱書してください。)                                       |
|      | ⑦修繕見積書(修繕業者作成のもの)  |
|      | ⑧家屋の価値がわかる書類(固定資産税納税通知書など)                                   |

| 損害の程度 |       | 必須書類                                       | 添付書類   |        |        |        |
|-------|-------|--|--------|--------|--------|--------|
| 家屋    | 家財    |  | ⑤家財内訳書 | ⑥家屋平面図 | ⑦修繕見積書 | ⑧家屋の価値 |
| 全損    | 1/3以上 | ①請求書<br>②り災証明書<br>③報告書<br>④写真              | ○      |        |        |        |
|       | 1/3未満 |  |        |        |        |        |
| 1/3以上 | 1/3以上 |  | ○      | ○      | ○      | ○      |
|       | 1/3未満 |  | ○      | ○      | ○      | ○      |
| 1/3未満 | 1/3以上 | ○  |        |        |        |        |
|       | 1/3未満 | 支給対象外 ※ 損害の程度が1/5以上であれば、互助給付の対象となる場合があります。 |        |        |        |        |

【参考】公立学校共済組合広島支部HP <https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/index.html>

#### 2 弔慰金及び家族弔慰金

- 支給要件  
組合員や被扶養者が、非常災害により亡くなられたときに支給します。
- 給付額  
弔慰金：標準報酬月額の1月分  
家族弔慰金：標準報酬月額の0.7月分
- 提出書類  
弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金・(互)災害見舞金請求書(様式集13-001)  
(請求書の市区町村長・消防署長又は警察署長の証明が相手方の都合により取得できない場合に必要添付書類)  
・事故報告書(様式集9-029)  
・死亡の事実を証明する書類(所属所長の原本証明のある死亡診断書の写し等)  
(弔慰金の請求時に必要な添付書類)  
・遺族の順位が証明できる書類

### その他

健康管理係  
(082)513-4956

経理貸付係  
(082)513-4955

その他、災害見舞金(短期給付)の支給を受けられる方を対象とした「災害対策事業資金」(担当：健康管理係)や、特定激甚災害を受けた方を対象とした貸付制度等(担当：経理貸付係)があります。詳しくは、担当にお問い合わせいただくか、共済組合のホームページを参照してください。

## 災害見舞金、死亡弔慰金、家族死亡弔慰金および貸付事業

互助組合  
(082)228-1386

公立学校共済組合広島支部からもお知らせしていますが、組合員が、水震火災その他の非常災害により、住居若しくは家財に損害を受けたとき、組合員や被扶養者が亡くなられたときには、互助組合で次の事業を実施しています。要件に該当されると思われるときはご相談ください。

## 1 災害見舞金

## (1) 支給要件

- ① 組合員が、水震火災その他の非常災害により、住居若しくは家財に損害を受け、公立学校共済組合から災害見舞金の給付を受けたとき
- ② 公立学校共済組合からの給付がない場合で、住居若しくは家財の5分の1以上の損害を受けたとき又は平屋建の家屋で床上浸水を受けたとき

## (2) 給付額

- ① 公立学校共済組合からの給付が標準報酬月額の3か月分のとき 30万円
  - 公立学校共済組合からの給付が標準報酬月額の2～2.5か月分のとき 18万円
  - 公立学校共済組合からの給付が標準報酬月額の0.5～1.5か月分のとき 6万円
  - ② 公立学校共済組合からの給付がない場合 3万円
- ※ 災害見舞金は、公立学校共済組合広島支部へ請求していただくことで、互助組合分についても支給されます。

## 2 死亡弔慰金及び家族死亡弔慰金

## (1) 支給要件及び給付額

死亡弔慰金：組合員が亡くなられたとき 100万円  
 家族死亡弔慰金：被扶養者が亡くなられたとき（被扶養配偶者 30万円、その他の被扶養者 2万円）

## (2) 提出書類

死亡の事実を証明する書類及び遺族であることが確認できる書類等  
 ※ 死亡弔慰金は互助組合へ直接請求してください。家族死亡弔慰金は、公立学校共済組合広島支部へ請求していただくことで、互助組合分についても支給されます。

## 3 貸付事業

## (1) 住宅災害資金

水震火災その他の非常災害により住居に損害を受けたとき（無利息、100万円限度）

## (2) 特別資金

組合員が配偶者、子、父母等の葬祭を行うとき（年利1.26% 100万円限度）



## 育児休業手当金および介護休業手当金 給付日額上限額が変わりました

短期給付係  
082-513-4957

雇用保険法に定める賃金日額が変更されたことに伴い、地方公務員等共済組合法第70条の2および第70条の3に規定する育児休業手当金および介護休業手当金の給付日額の上限相当額が変更されました。

## 1 変更内容（給付日額の上限額）

## (1) 育児休業手当金

|                                 | 変更前の額   | 変更後の額   |
|---------------------------------|---------|---------|
| 給付率50%適用の場合                     | 10,234円 | 10,322円 |
| 給付率67%適用の場合<br>※ 育児休業開始から180日以内 | 13,713円 | 13,832円 |

## (2) 介護休業手当金

|          | 変更前の額   | 変更後の額   |
|----------|---------|---------|
| 給付率67%適用 | 15,093円 | 15,230円 |

## 2 適用年月

令和元年8月1日以降の期間について支給される育児休業手当金および介護休業手当金に適用